審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部　県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人残余財産譲渡の認証	根拠条項	特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項

審査基準

未設定（法令の規定において言い尽くされているため）

【参考】特定非営利活動促進法

第 32 条　解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2　定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3　前 2 項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

受付機関	県民協働課	処理機関	県民協働課	交付機関	県民協働課	標準処理期間　1月 標準経由期間　―　日	目次 №	